

平成30年11月

お客さま 各位

新井信用金庫

高齢者 ATM 出金制限のお知らせ

日頃より、新井しんきんをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
当金庫では、高齢者を対象とする振込詐欺、還付金詐欺等の特殊詐欺防止策としてキャッシュカードのATM振込制限をH29/6/20から実施しております。

この度H30/12/20(木)からお引出しに関しても同様に制限をさせていただくこととなりました。

お客さまにおかれましては、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

実施開始日	平成30年12月20日(木)
対象となるお客さま	満70歳以上の個人・個人事業主のお客さまで、過去3年間当金庫もしくは他金融機関ATMにおいてキャッシュカードによるお引出しのお取扱いがない方
制限内容	当金庫もしくは他金融機関ATMにおいて当金庫キャッシュカードによるお引出しができません。

※、ATM出金制限の解除を希望されるお客さまは、①ご本人さま確認書類(運転免許書など)②お届出印鑑③キャッシュカード④通帳 をお持ちのうえ当金庫窓口にお問い合わせください。
(解除後キャッシュカードによるお引出しを使用しないと毎月所定日(20日)に再度制限が設定されます。解除されたお客さまは解除後すぐにキャッシュカードによるお引出しを実施してください。)

また最終出金日から3年間お取扱いが無い場合は再度制限が設定されます。お引出しの定期的なご利用が無い場合は、窓口でのお引出しをお勧めしています。)

以上